

現行の保険証は廃止されます



令和6年12月2日に従来の紙の保険証は廃止されます。マイナンバーカードを保険証として使用する「マイナ保険証」をご活用ください。

▶国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している場合

12月1日の時点でお手元にある保険証は有効期限まで使用できます。有効期限が切れるまでは破棄せず保管してください。なお12月2日以降は保険証の新規発行は行わず、以下の対応となります。

マイナ保険証の利用登録をしている人

マイナ保険証をご利用ください。
なお、国民健康保険に加入している場合は、ご自身の被保険者資格等を簡単に把握できるよう、お手元の保険証の有効期限を迎える前に、「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

マイナンバーカードを持っていない人 マイナ保険証の利用登録をしていない人

お手元の保険証の有効期限を迎える前に、従来の保険証に代わるものとして「資格確認書」を送付する予定です（申請は不要）。現在の保険証と同様に医療機関等の窓口に提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

保険証廃止後に保険者が切り替わった場合や、住所、負担割合に変更があった場合は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。なお、後期高齢者医療制度については、暫定的な運用としてマイナ保険証の登録の有無にかかわらず、新規加入者等に「資格確認書」を交付します。

▶職場の健康保険などに加入している場合

取扱いやお知らせの発送時期などが異なる場合があります。詳しくは勤務先や加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

▶マイナ保険証のメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料(税)で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

2 限度額認定証の申請が不要に

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

3 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、お薬手帳がなくてもお薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことができます。また、身体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることもできます。

マイナ保険証を利用するためには利用登録が必要です。

登録はマイナポータルや医療機関、役場住民課の窓口などで行うことができます。

※マイナ保険証の利用登録は任意の手続きであることを踏まえ、申請により利用登録の解除ができるようになる見込みです（解除後に再登録をすることは可能です）。解除申請の受付開始時期や申請方法については、加入している健康保険へお問い合わせください。

▶問合せ

国民健康保険加入の人

役場住民課国保年金係
☎295-2112㈹135・136

後期高齢者医療制度加入の人

役場高齢者支援課医療保険料係
☎295-2112㈹176・177

左記以外の健康保険加入の人

ご加入の健康保険へ
お問い合わせください